

第1 審査会の結論

福島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成24年1月19日付け23教経第1190号で行った「平成24年度福島県市町村公立小・中・特別支援学校教頭昇任選考考査解答例（管理関係）」（以下「対象解答例（教頭）」という。）及び「平成24年度福島県市町村公立小・中・特別支援学校校長昇任選考考査解答例（管理関係）」（以下「対象解答例（校長）」という。）（以下「本件公文書」という。）を一部開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成24年1月12日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「平成24年度福島県小学校・中学校の一次昇任（教頭昇任・校長昇任）考査に関する筆答試験・筆答試験の解答」との内容で、公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成24年1月19日付けで、本件開示請求に対応する公文書を特定し、対象解答例（教頭）のうち問5(2)、問6(1)及び(2)並びに問10の部分並びに対象解答例（校長）のうち問6(2)、問7並びに問8(1)及び(2)の部分について条例第7条第6号を適用し、それぞれ「選考に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。」との理由を付して不開示として、一部開示するとの決定（以下「本件処分」という。）を、また、特定した公文書のうち本件公文書以外の公文書（問題の部分）については開示するとの決定を行い、それぞれ異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年1月25日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 これに対して実施機関は、平成24年2月14日付け福島県教育委員会指令教経第1367号により、異議申立人に「異議申立書の表題」、「異議申立人の表記」、「異議申立人の年齢」、「処分庁」、「異議申立ての根拠条文」、「異議申立てに係る処分」、「異議申立てに係る処分があったことを知った年月日」、「異議申立ての趣旨及びその理由」及び「処分庁の教示の有無及びその内容」についての補正を求め、異議申立人は平成24年2月16日付けの異議申立書によりその補正を行った。

これに対して実施機関は、平成24年3月19日付け福島県教育委員会指令教経第1589号により、「異議申立人の住所」、「異議申立てに係る処分の表記」、「異議申立てに係る処分があったことを知った年月日」、「処分庁の教示の有無及び内容」及びその他の記載の誤りについての再度の補正を求め、異議申立人は平成24年3月23日付けの再補正書によりその補正を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び口頭による意見陳述を総合すると、次のとおりである。

(1) 不開示とされた部分は筆答問題の解答例の部分であり、当該部分が開示されなければ、管理職に求められる法令等の知識の水準が明確にならないことから、公正な人事の確保が妨げられるため、条例第7条第6号には該当しない。

(2) 福島県教育委員会は、「選考に関する情報であって、公にすることにより、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。」ため解答例を不開示としているが、根拠が曖昧で具体性がなく、誰の権利が保障されるのかわからないこと、また、解答例が開示されなければ、採点者によって採点が異なる疑いが否定できず、公正な人事の確保が図られているかどうかを県民が確認する機会が確保できないことから、条例第7条第6号には該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件公文書を一部開示とした理由は、一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 本件公文書について

請求に係る対象公文書は、平成24年度福島県市町村公立小・中・特別支援学校教頭昇任選考考査の試験問題及び解答例並びに平成24年度福島県市町村公立小・中・特別支援学校校長昇任選考考査の試験問題及び解答例であり、平成24年度に教頭又は校長への昇任を望む教職員の選考に際して行った筆答試験に関するものである。昇任選考考査は筆答試験と面接からなり、筆答試験は主として知識とその応用力や思考力が教頭又は校長としてふさわしい水準に達しているかどうかを確認するためのものであり、試験問題と解答例は、それぞれ当該筆答試験の内容と、採点の際に用いる解答又は解答の例を記載した文書である。不開示としたのは管理関係の筆答試験の解答のうち、解答が一つとは限らず、類似の記述も解答と認めうる問題の解答例である。

2 第7条第6号の該当性について

本件公文書は、平成24年度福島県市町村公立小・中・特別支援学校教頭昇任選考考査の筆答試験のうち管理関係に係る解答例及び平成24年度福島県市町村公立小・中・特別支援学校校長昇任選考考査の筆答試験の管理関係に係る解答例である。異議申立人が開示を求めている部分は、筆答試験のうち解答には知識だけではなく応用力や思考力が必要な部分であり、正答の候補が解答を求められる数以上の数存在しており、さらに、類似の記述も正答と認めうる部分である。当該部分を開示すると、教頭及び校長に求められる知識の応用力や思考力を問う部分について、模範解答を暗記して試験に臨むことが可能となることから、知識の応用力や思考力を確認することが困難になるため、筆答試験が単なる暗記力を試すものになり、その本来の目的を達成すること

ができなくなる。従って、公正かつ円滑な人事の確保に支障があると認められるため、同号に該当する。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、平成24年度福島県市町村公立小・中・特別支援学校教頭昇任選考審査及び平成24年度福島県市町村公立小・中・特別支援学校長昇任選考審査を実施するに当たり、当該選考審査のうち管理関係に係る筆答問題の解答例として作成した文書であり、問題に対する解答又は解答例が記載されている。

管理関係の筆答試験であることから、学校管理に係る法令解釈や事務手続等を問う問題により構成されており、解答方法は短文記述式で、複数の解答を列挙するものもある。

2 条例第7条第6号の該当性について

実施機関は、本件公文書のうち不開示とした部分に記載されている内容は、選考に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、その内容が公にされた場合には、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものであると主張しているが、本件公文書は、平成24年度福島県市町村公立小・中・特別支援学校教頭昇任選考審査及び平成24年度福島県市町村公立小・中・特別支援学校長昇任選考審査のうち管理関係に係る筆答試験の解答例であり、その内容は、学校管理に係る法令解釈や事務手続等を問う問題に対する解答又は解答例である。審査会において、本件公文書について実際に見分したところ、昇任選考という人事管理に係る事務に関する文書であるが、主に法令解釈や事務手続等を問う問題に対する解答例を整理した文書であり、短文による解答を求めていることや、同様の内容の解答を認める趣旨であることから、単純に知識を問う問題に対する解答例ではないとの実施機関の主張に一定の理由があることは認めるものの、具体的な解答例を見ると、現実には主に知識の有無を問うものや、誠実に職務経験を積み、管理職を目指す教員であれば列挙できるであろうものが中心であり、応用力や思考力がなければ解答できないとまではいえないと認められる。また、試験を行う中で過去の出題と類似する問題の出題を避けられない場合も想定されるが、学校の運営にあたって日常発生しうる問題に係る知識を習得する機会となることは、管理職の養成上有益な点もあると考えられる。さらに、仮に当該部分を開示したとしても、小論文と面接という応用力や思考力を試すための試験項目が存在するため、選考審査の中で知識の応用力や思考力を判断することは可能である。従って、実施機関が主張するように、当該解答例を開示すると試験本来の目的を達成できなくなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障があるとまでは言えず、条例第7条第6号には該当しない。

3 以上のことから、「第1 審査会の判断」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 6月 8日	・ 諮問書受付
平成24年 6月13日	・ 実施機関に不開示及び一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成24年 7月10日	・ 実施機関から不開示及び一部開示決定理由説明書の提出
平成24年 7月20日	・ 異議申立人に不開示及び一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示及び一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成25年 3月11日 (第206回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成25年 4月17日 (第207回審査会)	・ 実施機関から不開示及び一部開示決定理由について聴取 ・ 異議申立人から不開示及び一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成25年 6月19日 (第209回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成25年10月15日現在）

（五十音順）

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 講師	
丹野 豊子	行政書士	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長